

令和6、7、8年度大村システム通信分遣隊通信機器等の維持整備の契約希望者募集要項（公募）の一部変更について

令和6、7、8年度大村システム通信分遣隊通信機器等の維持整備の契約希望者募集要項（公募）（大村公示第1号 令和5年11月16日）について下記のとおり変更します。

（公募実施権者）
分任支出負担行為担当官
海上自衛隊大村航空基地隊大村経理隊長

記

1 維持整備対象品目一部変更
大村公示第1号別紙(1/7)中

4	GC-DN710-D 警備監視装置	瑞1	(1)装置の目視点検	M
			(2)動作確認	M
			(3)監視カメラ機能点検	M
			(4)赤外線センサー検出警報機能点検	M
			(5)集音マイク機能点検	M
			(6)断線センサー目視点検	M
			(7)テンションセンサー目視点検	M
			(8)投光器起動/停止制御点検	M
			(9)拡声器制御点検	M
			(10)開扉センサー検出警報制御点検	M
			(11)機器内外部の清掃	A

を削除し

大村公示第1号別紙(2/7)に

「

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
9	GC-DN812-J 警備監視装置	瑞1	(1) 外観点検、手入	M
			(2) 動作点検	M
			(3) 操作部位の点検、手入	M
			(4) コードなどの点検、手入	M
			(5) 外部ネジ類の締付け	M
			(6) 構成品などの過不足の点検	M
			(7) 接続部、結合部の点検、手入	M
			(8) 通信の疎通確認	M
			(9) 監視カメラ、センサの点検	M
			(10) 広配光型投光器の点検	M
			(11) 警告拡声器の点検	M
			(12) 設置状態の点検	A
10	GC-DN812-J 警備監視装置	大1	(1) 外観点検、手入	M
			(2) 動作点検	M
			(3) 操作部位の点検、手入	M
			(4) コード、アンテナなどの点検、手入	M
			(5) 設置状態の点検	A

」

を追加する。

2 参加表明書の様式変更

参加表明書の様式を別紙様式のとおり改める。

(記 入 例)

〇〇. 〇〇. 〇〇

大村航空基地隊大村経理隊長 殿

株式会社 〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇〇〇

参 加 表 明 書 (大村公示第1号)

標記について、下記のとおり応募します。

記

品 名
大村システム通信分遣隊通信機器等の維持整備 (大村公示第1-1号の変更内容を含む。)

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（写し）
2 令和〇〇年〇月期有価証券報告書及び監査報告書
3 技術資料一式

大村公示第1号
令和5年11月16日
一部変更 大村公示第1-1号
令和6年11月13日

令和6、7、8年度大村システム通信分遣隊通信機器等の維持整備の契約希望者募集要項（公募）

令和6、7、8年度大村システム通信分遣隊通信機器等の維持整備の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）
分任支出負担行為担当官
海上自衛隊大村航空基地隊大村経理隊長

記

- 1 調達予定品目
別紙のとおり。

募集区分	備考
大村システム通信分遣隊通信機器等の維持整備	対象品目は別紙のとおり

- 2 調達予定時期
令和6年4月～令和9年3月

- 3 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- (5) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の九州・沖縄地域資格の競争参加資格を有している者
- (6) 本事業に必要な次の履行能力を有するか、契約締結時までには有することができる者
ア 本役務の履行能力を有する者

イ 本役務を効率、かつ、効果的に実施できる技術を有していること。
ウ 本役務の遂行に必要な次の要件に合致する技術者を1名以上従事させる体制を有していること。

(ア) 一般管理

安全、工程管理、保全に関する能力

(イ) データ管理

各種点検記録簿等の記録（各種機器等のデータ収集、記録管理、分析及び各種報告書の作成等）、官側が要求する各種報告書作成に関する能力

(ウ) 整備作業

各陸上装備品等の計画整備能力（週間、月間、3か月、6か月、年間及び状況整備の別）

エ 海上自衛隊の保全区画の立ち入りに際し、秘密保全上支障のないことを確認した者を当てることができること。

オ 法令の認可

現場作業において常に1名以上の法的資格（別紙に示す対象機器について電波法第39条及び電波法施行令第3条の定める資格以上）を有する整備技術者を履行時まで配置できる体制を有すること。

(7) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できる者

(8) 当該役務の一部を第三者に委託する場合は、委託させる業務内容に応じて、本項第7号のうち必要な条件を満たすこと。

3 参加表明

応募する者は、「参加表明書」（別紙様式）及び第1号、第2号に掲げる資料並びに「技術資料」を添付し提出する。

ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度の資料においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

(1) 資格審査結果通知書（写し）

(2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

4 技術資料の提出

(1) 本役務と同等又は類似の受注実績（様式適宜、実績がない場合は省略可）

(2) 本役務の実施にあたり、必要な整備技術者を所要数従事させる体制を証明する書類等（組織図、整備技術者名簿、資格者及び作業員の年間整備動員計画、安全管理体制及び教育実施状況等）

(3) 法的資格者を配置できる体制を証明する書類（資格者名簿及び資格免許の写し）

(4) 秘密保全上支障のないことを確認した者を従事させる体制を証明する書類等（秘密・情報保全の証明及び教育実施状況等）

(5) 下請業者に一部業務を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表及び第1号から第4号に規定する書類

5 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊大村航空基地隊大村経理隊契約班
〒856-8585 長崎県大村市今津町10番地
0957-52-3131 (内線685・686)
0957-52-2017 (FAX直通)

(2) 提出期間

令和5年11月16日(木)～令和6年1月31日(水)

(3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

(4) 提出部数

参加表明書(付紙様式)2部、技術資料2部及び前項第2号に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部

(5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、この場合、当該募集に係る調達が既済となっている可能性がある。

6 技術資料の審査等

技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から、提出資料について説明を求められた場合又は、役務を提供する修理設備、体制等の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め、調査に協力しなければならない。

7 応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は審査結果及び技術審査結果を、応募者に対し通知する。

8 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して5日以内(土、日及び祝日を除く。)に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口：参加表明書を提出した部隊等の窓口

イ 時間：直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

(2) 契約担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日(土、日及び祝日を除く。)以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日(土、日及び祝日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官は疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日(土、日及び祝日を除く。)以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入

- 札等を停止することができる。
- エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
 - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
 - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
 - キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
 - ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (2) 資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編み等は不要とする。

大村システム通信分遣隊整備実施基準

1 整備点検

(1) 地上マイクロ伝送システム及び同関連機器

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
1	GPV-DN732 無線装置	大1	(1)外観点検	M
			(2)内部点検	M
			(3)各部電圧電流値測定(メータリング)	M
			(4)送信出力測定	A
			(5)送信スペクトラム測定	A
			(6)送信周波数測定	A
			(7)占有周波数帯域幅測定	A
			(8)スプリアス測定	A
2	GPV-DN797 無線装置	瑞2	(1)外観点検	M
			(2)内部点検	M
			(3)各部電圧電流値測定(メータリング)	M
			(4)送信出力測定	A
			(5)送信スペクトラム測定	A
			(6)送信周波数測定	A
			(7)占有周波数帯域幅測定	A
			(8)スプリアス測定	A
3	GCT-DN5 デジタル伝送端局装置	瑞1	(1)各操作部位の状態点検	M
			(2)警報点検	M
			(3)各部送受信レベルの点検	S
			(4)ケーブル、部品等の取り付け、緩み点検	S
			(5)各部電圧点検	S
4	GC-DN710-D 警備監視装置	瑞1	(1)装置の目視点検	M
			(2)動作確認	M
			(3)監視カメラ機能点検	M
			(4)赤外線センサー検出警報機能点検	M
			(5)集音マイク機能点検	M
			(6)断線センサー目視点検	M
			(7)テンションセンサー目視点検	M
			(8)投光器起動/停止制御点検	M
			(9)拡声器制御点検	M
			(10)開扉センサー検出警報制御点検	M
			(11)機器内外部の清掃	A
5	GC-DN751 監視装置	大1 瑞1	(1)表示灯の点検	M
			(2)装置の目視点検	M
			(3)ユニット実装状態点検	M
			(4)電圧確認	S
			(5)ケーブル、部品等の取り付け、緩み点検	S
			(6)動作確認	S

大村システム通信分遣隊整備実施基準

(1) 地上マイクロ伝送システム及び同関連機器

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
6	LCC-31 多重変換装置	大1	(1)外観点検	M
			(2)送、受回路のレベル点検	M
			(3)コネクタ、ケーブル、接続部の点検	M
			(4)キーイング回路の作動試験	S
			(5)機器内、外部の清掃	A
7	LCC-35 デジタル多重化装置	大3	(1)外観点検	M
			(2)各ユニットの表示灯の目視点検	M
			(3)装置の目視点検	M
			(4)パッケージ実装状態の点検	M
			(5)各操作部位の状態点検	M
			(6)送受信レベルの測定	S
			(7)ケーブル、部品等の取付け、緩みの点検	S
			(8)各部電圧の測定	S
			(9)機器内、外部の清掃	A
8	空気充填装置	大1 瑞1	(1)外観点検	M
			(2)充填空気気圧点検	M
			(3)圧力開閉器の点検	M
			(4)電動ポンプ作動回路の点検	M
			(5)乾燥剤の点検、交換	A

(2) 電源関連機器等

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
1	GGN-62-Y 発動発電機	瑞1	(1)防錆運転	M
			(2)外観点検	M
			(3)起動用蓄電池の点検	M
			(4)エンジンオイル・レベルの点検	M
			(5)エアクリーナの点検、清掃	M
			(6)Vベルト点検、調整	M
			(7)制御盤及び発電機の清掃	A
2	N-PU-86D 発動発電機	野1	(1)振動及び音響点検	M
			(2)異臭点検	M
			(3)燃料油量点検	M
			(4)潤滑油量点検	M
			(5)冷却水量点検	M
			(6)発動機計器指示点検	M
			(7)直流計器指示点検	M
			(8)入出力計器指示点検	M
			(9)ヒューズ点検	M
			(10)燃料漏れ点検	M
			(11)潤滑油漏れ点検	M
			(12)冷却水漏れ点検	M
			(13)ファンベルト点検	M
			(14)負荷切替作動試験	M

大村システム通信分遣隊整備実施基準

(2) 電源関連機器等

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
2	N-PU-86D 発動発電機	野1	(15)蓄電池電圧点検	M
			(16)変色・変形点検	S
			(17)ボルト・ナット類の緩み点検	S
			(18)接続部の損傷・断線点検	S
			(19)機械的可動点検	A
			(20)発電機清掃	A
			(21)制御盤内部清掃、点検	A
			(22)燃料ドレン抜き	A
3	N-PU-91D 発動発電機	大1	(1)振動及び音響点検	M
			(2)異臭点検	M
			(3)燃料油量点検	M
			(4)潤滑油量点検	M
			(5)冷却水量点検	M
			(6)発動機計器指示点検	M
			(7)直流計器指示点検	M
			(8)入出力計器指示点検	M
			(9)ヒューズ点検	M
			(10)燃料油漏れ点検	M
			(11)潤滑油漏れ点検	M
			(12)冷却水漏れ点検	M
			(13)ファンベルト点検	M
			(14)変色・変形点検	S
			(15)ボルト・ナット類の緩み点検	S
			(16)接続部の損傷・断線点検	S
			(17)蓄電池電圧点検	S
			(18)機械的可動点検	A
			(19)発電機清掃	A
			(20)制御盤内部清掃・点検	A
			(21)燃料ドレン抜き	A
4	N-PP-637-007S6 電源部	野1	(1)正面各計器の指示値点検	M
			(2)異常音の点検	M
			(3)異臭の点検	M
			(4)周囲温度の点検	M
			(5)冷却ファンの作動	M
			(6)内部の埃及び汚れの点検	S
			(7)予備品の点検	S
5	N-PP-639B-050S6 電源部	大1	(1)内部の埃及び汚れの点検	S
			(2)予備品の点検	S
6	GRA-343 整流装置	瑞1	(1)外観点検	M
			(2)電圧電流の測定	M

大村システム通信分遣隊整備実施基準

(2) 電源関連機器等

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
7	GRA-366 整流装置	大1	(1)外観点検	M
			(2)電圧電流の測定	M
8	MSE-200 蓄電池	大1	(1)外観点検	M
			(2)浮動充電中の総電圧測定	M
			(3)浮動充電中の単電圧測定	M
9	MSE-300 蓄電池	野1	(1)外観点検	M
			(2)浮動充電中の総電圧測定	M
			(3)浮動充電中の単電圧測定	M
10	GBB-123-Y 蓄電池	大1	(1)外観点検	M
			(2)浮動充電中の総電圧測定	M
			(3)浮動充電中の単電圧測定	M
11	GBB-126-Y 蓄電池	瑞1	(1)外観点検	M
			(2)浮動充電中の総電圧測定	M
			(3)浮動充電中の単電圧測定	M
12	地下燃料タンク	瑞1	点検表に基づく点検	M

(3) 空調調和装置等

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
1	PFAK-P280AW-A 空調調和装置	瑞1	(1)エアフィルタの清掃	M
			(2)ファンベルトの点検	M
			(3)室内外ユニットの清掃	A
2	SZVP112A 空調調和装置	野1	(1)エアフィルタの清掃	M
			(2)ファンベルトの点検	M
			(3)室内外ユニットの清掃	A

(4) 無線機及び同関連機器

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
1	ERC-16 無線機・搬送通信装置	大2	(1)モニタレベルの点検	M
			(2)エアフィルタの点検	M
			(3)送信出力の点検	M
			(4)受信作動の点検	M
			(5)送信周波数の点検	M
			(6)搬送及び信号周波数の点検	M
			(7)端局折返し	Q
2	ERC-24B 無線機	大2	(1)自己診断	S
			(2)エアフィルタの作動点検	S
			(3)ファンの作動点検	S
			(4)送信出力	A
			(5)周波数偏差	A
			(6)帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	A
			(7)帯域外領域における不要発射の強度の許容値	A
			(8)スプリアス領域における不要発射の強度の許容値	A
			(9)感度	A

大村システム通信分遣隊整備実施基準

(4) 無線機及び同関連機器

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
3	LRC-19F-3 無線機	野2	(1)自己診断	S
			(2)エアフィルタの作動点検	S
			(3)ファンの作動点検	S
			(4)送信出力	A
			(5)周波数偏差	A
			(6)変調度	A
			(7)帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	A
			(8)スプリアス領域における不要発射の強度の許容値	A
			(9)感度	A
4	YRC-2F 無線機	大2	(1)自己診断	S
			(2)エアフィルタ清掃	S
			(3)ファンの作動点検	S
			(4)送信出力	A
			(5)周波数偏差	A
			(6)変調度	A
			(7)帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	A
			(8)スプリアス領域における不要発射の強度の許容値	A
			(9)感度	A
5	ORR-20D-1 受信機	大4	(1)外観点検	M
			(2)機器の清掃	M
			(3)自己診断による作動点検	M
			(4)電源電圧の点検	M
			(5)総合作動試験	M
			(6)機器内部の点検	A
			(7)受信感度測定	A
6	ORR-20B 受信機	大2	(1)外部の目視点検及び基本操作確認	M
			(2)各電圧の確認及び機器の清掃	M
			(3)受信動作の確認	M
			(4)自己診断	Q
			(5)受信感度の測定	A
7	LSW-19F 管制装置	大1	(1)自己診断1	M
			(2)自己診断2	M
			(3)電源電圧点検	M
			(4)外観点検	M
			(5)ファンモータ点検	M
			(6)エアフィルタ清掃	M
			(7)スライドレール点検	S
			(8)ファンモータの汚れ点検	S
8	LSW-32 管制装置	大2	(1)表示灯等の目視点検	M
			(2)内部点検	Q
			(3)送信レベルの点検	S

大村システム通信分遣隊整備実施基準

(4) 無線機及び同関連機器

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
9	LSW-55C/N-C-1330C LSW-55C/N-SB-369B 管制装置	野 1	外観点検	Q
10	LSW-55C/N-C-1329B 無線機管制器	大 2	外観点検	Q
11	LSW-55C/N-C-1330C 無線機制御器	大 2	外観点検	Q
12	LSW-55C/N-CU-213C 信号分配器	大 1	外観点検	Q

(5) 空中線及び同関連機器

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
1	N-AT-132 空中線	野 2	空中線の点検	A
2	GAV-720-I 空中線	大 2	(1)外観点検	M
			(2)ボルトの緩み点検	A
3	GAV-740-IIA 空中線	瑞 4	(1)外観点検	M
			(2)ボルトの緩み点検	A
4	LRA-7 受信空中線共用器	大 1	(1)ヒューズ点検	M
			(2)パッチケーブル接栓点検	Q
			(3)外観点検	S
			(4)空中線点検	A
			(5)利得点検	A

(6) その他の機器等

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
1	LSW-43/N-C-1253 LSW-43/N-C-1254 管制装置	大 1 野 1	(1)外観点検	M
			(2)電源電圧点検	M
			(3)自己診断	M
2	GCT-DN900-J IP伝送装置	大 1	(1)表示灯点検	M
			(2)装置目視点検	M
			(3)機器実装状態点検	M
			(4)ケーブル、部品の取り付け、緩み点検	M
			(5)装置設置状態点検	A
			(6)警報点検	A
3	避雷器	野 1	(1)目視点検	M
			(2)収容盤点検、清掃	M
4	二酸化炭素消火設備	瑞 1 野 1	目視点検	M
5	鉄塔	大 1 瑞 1 野 1	(1)外観点検	M
			(2)目視点検	A
6	局舎内外点検清掃	瑞 1 野 1	目視点検、清掃	M
7	外播等点検整備	瑞 1 野 1	(1)目視点検、清掃	M
			(2)敷地内整備点検	R

大村システム通信分遣隊整備実施基準

2 維持管理

番号	構成品目	数量	実施項目
1	維持管理	大1 瑞1 野1	整備実施計画の作成並びに整備データの記録、分析、評価及び管理

※1 作業内容は、各標準整備カードによる。

2 大：大村システム通信分遣隊、瑞：瑞穂無線中継所、野：野母崎無線中継所

3 整備項目 M：月間、Q：3か月、S：6か月、A：年間、R：状況整備（官が指定する時期に実施）

